公益社団法人国際農業者交流協会役員報酬規程

制　　定　平成２４年6月１３日

（総則）
第１条　公益社団法人国際農業者交流協会定款第１９条の規定に基づき、常勤役員に対する報酬等に関する事項は、この規程の定めるところによる。

（報酬の種類）
第２条　常勤役員には、役員報酬、通勤手当、特別調整手当及び特別手当を支払うものとする。

（報酬の支払い方法及び支給日）
第３条　役員報酬、通勤手当、特別調整手当は、毎月１回当月分として、その月の１６日に支給する。ただし、その日が休日にあたる場合は、順次前日に繰り上げる。
２　特別手当の支給日は、毎年６月及び１２月において支給し、支給額はその役員の役員報酬に期末手当の支給割合及び期末手当率と同加算率の合計（1.594）を乗じた額とする。
３　新たに常勤の役員となった者には、その日から報酬を支給する。
４　常勤役員が離職したときはその日まで、死亡した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
５　役員の報酬は、法令に基づき、その役員の報酬から控除すべきものの金額を控除し、その残額を支給する。

（報酬の額）
第４条　役員報酬の月額については３０万円から５０万円とし、総会の議決を経て定める。

（手当の額）
第５条　通勤手当の月額については４万円を限度とし、支給方法は会長が別に定める。
２　特別調整手当の月額については、役員報酬の月額に0.16を乗じた額とする。

（謝　金）
第６条　非常勤役員は原則無報酬とするが、業務執行役員等が職務を執行する日については１日３万円を上限とする謝金を支払うことが出来る。

第７条　この規程の実施に関し必要な事項については、会長が別に定める。

附則
第６条を除くこの規程は設立登記の日から施行する。
第６条は定款変更後６月１３日から施行する。